

一般社団法人国際物理オリンピック 2023 協会

会員入会等に関する規則

2018 年 5 月 9 日 理事会決定

2018 年 6 月 29 日 一部変更

2020 年 7 月 1 日 一部変更

(目的)

第 1 条 この規則は、一般社団法人国際物理オリンピック 2023 協会（以下「本法人」という。）定款第 5 章第 43 条に基づき、定款第 2 章会員（第 6 条～第 12 条）に規定する本法人の社員、正会員又は賛助会員に関し、必要な事項を定める。

(入社又は入会)

第 2 条 入社、又は正会員若しくは賛助会員として入会（以下「入会等」という。）を希望する者は、別に定める入会等申込書に必要な情報を記載の上、提出する。

(会費)

第 3 条 年会費は、個人と団体に区分され、一口の金額は次の各号のとおりとする。

- (1) 正会員の個人は 4,000 円
- (2) 正会員の団体（法人）は 200,000 円
- (3) 賛助会員の個人は 2,000 円
- (4) 賛助会員の団体（法人）は 100,000 円

2 会費は、申し込みをした年度から国際物理オリンピック 2023 日本大会が開催されるまでの 2023 年度分の会費を一括納入することができる。

3 特別の事由がある場合、理事会の承認を受けることによって、会費の減免、又は後納をすることができる。

(その他)

第 4 条 この規則の変更は、理事会が行う。

2 社員又は会員は、入会等申込書への記載事項に変更が生じた場合には、速やかに届け出る。

3 個人情報等の取り扱いについては、法令等に基づき、適切に行う。

附 則

1 この規則は、2018 年 4 月 6 日から施行する。

附 則

1 この規則は、2018 年 6 月 29 日から施行する。

附 則

1 この規則は、2020 年 7 月 1 日から施行する。